

# 訪問看護ステーション にじいろ

## 訪問看護事業サービス重要事項説明書

貴方に対する訪問看護事業サービス提供開始にあたり、契約を締結する前にご注意いただきたい内容を貴方に以下のとおり説明いたします。

### 1. 事業者について

事業者の名称	社会福祉法人あんず鍋島
法人の種類別	社会福祉法人
代表者氏名	石丸 正吾
所在地	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田583-1
電話番号/FAX番号	(0952)60-8800 / (0952)60-8801

### 2. サービスの提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所の名称	訪問看護ステーション にじいろ
医療機関コード	01, 9026, 2
介護保険指定番号	4160190239
管理者氏名	盛永 素子
事業所所在地	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田583-1
電話番号/FAX番号	(0952)60-8800 / (0952)60-8801
事業の実施区域	佐賀市・多久市・神埼市・小城市・吉野ヶ里町の区域と致します。

#### (2) 事業所の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限り居宅に於いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様サービスを提供する事を目的と致します。
運営方針	<p>利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅に於いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、療養生活を支援し、心身の維持回復を目指して支援致します。</p> <p>事業の実施にあたっては、かかりつけ医療機関、相談支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものと致します。</p>

#### (3) 営業日、営業時間

営業日	毎週月曜日より土曜日までと致します。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までといたします。 但し24時間対応体制加算および緊急時訪問看護加算契約利用者に対しては、24時間体制で電話等でのご相談および緊急訪問をします。

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	盛永 素子
-------	-------

職員の 職種	員数	常勤		非常勤		職務内容
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			従業員の管理及び訪問看護ステーションの利用の申し込みに係る調整、業務状況の把握その他管理を一元的に行ないます。
訪問 看護師	5	3	0	2		訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し訪問看護を行ないます。また必要な事務を行ないます。

3. 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

看護サービスの提供	訪問看護サービスの提供に際しては、かかりつけ医療機関の主治医が作成した訪問看護指示書に沿ってサービスの提供を致します。
看護サービスの内容	主治医の指示に基づく診療の補助又は療養上の世話である訪問看護を致します。(病状・障害の観察、洗髪・清拭等による清潔の保持、褥創の予防と処置、カテーテル等の管理、リハビリテーション、ターミナルケア、日常生活の世話、服薬管理・援助、療養生活指導、家族への介護・生活指導、院内他職種との連携、関係機関との連携等を行います。
問い合わせ又は利用申し込み方法	訪問看護の提供に関する問い合わせ又は利用申し込みは電話・文書及び来所により受け付け致します。

(2) 具体的取扱い方針

サービスの提供	正当な理由なく訪問看護の拒否はしません。但し、通常の業務の実施地域等を勘案し、利用者に対して自ら適正な訪問看護サービスを提供する事が困難な場合は、適当な他の訪問看護事業者を紹介いたします。 利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、訪問看護サービスの目標を立て、その目標を達成する為の具体的なサービス内容等の訪問看護計画を変更する事があります。
受給資格証等の確認	訪問看護サービスの提供を開始する際に、健康保険証等の被保険者資格または、生活保護医療券の発行の有無及び自立支援医療（精神通院）や特定疾患受給者証の取得の有無、またそれらに対する有効期間等の確認をさせていただきます。それらを配慮して訪問看護を提供致します。

(3) 利用料、その他の費用

医療保険を適用する場合	診療報酬の告示上の額に対し算定（10. 利用料金表参照） （各種健康保険証等に提示されている負担割合に基づく）
適用範囲外の場合（医療）	当事業所が指定した金額での請求（10. 利用料金表参照）

4. 利用料の請求及び支払方法等について

請求方法	当該月に提供したサービスに対し診療報酬上および、事業所既定の料金を利用月ごとに当該月の翌月に計算します。 上記に係る請求書は、当該月の翌月 10 日以降に利用者又はご指定のご家族あてにお渡しいたします。
------	--

お支払方法	<p>原則は佐賀銀行での口座振替となります。サービスを利用した月の翌月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に自動引き落としとなります。口座振替が困難な場合はその都度ご相談ください。</p> <p>ご入金の確認をしたら、領収書のお渡しを致します。</p> <p>原則として領収書の再発行は致しませんので、ご注意ください。</p>
利用料の滞納について	<p>利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を滞納した場合において、事業者の支払催告に対し当該月の末日までに金額の支払がなされない場合、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合、金額の支払があるまで利用者に対するサービスの全部または一部の提供を一時停止することができます。</p> <p>また、前述の一時停止の意思表示を事業者が行った以降より当該月の末日までに全額の支払いがない場合に限り、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合、事業者はこの利用契約を解除することができます。</p>

## 5. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前にご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくはサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日 17 時までに事業所に来所または電話にて申し出てください。
- (2) サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合があります。
- (3) (2)の事情によりサービス提供ができない場合には他の利用期間又は日時を利用者に提示して協議します。
- (4) 事前(訪問予定日前日 17 時まで)の連絡なく、訪問時に不在の場合や、利用者宅へ訪問したにも関わらずサービスの中止となった場合はその事由が事業所都合でない限り、その際の訪問看護サービスは利用者同意の下にその費用は利用者の自己負担とします。
- (5) 契約者からの利用の中止、変更、追加の連絡に関しては、確実な伝達を行うため、来所、又は電話での受付のみとし、確認時間に時差が出る可能性の高い、FAX 及び、メール・手紙などでのご連絡に関しては行き違いによるトラブル発生を防ぐため受付をしないこととします。

## 6. 苦情・相談の窓口について

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。

当施設 ご利用相談	<p>苦情受付担当者 村岡 智恵子</p> <p>苦情解決責任者 盛永 素子</p> <p>ご利用時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 ※土曜、日曜、祝日、年末年始 (12 月 30 日～1 月 3 日) 夏季休暇 (8 月 13 日～15 日) を除きます</p> <p>ご利用方法 電話 0952 - 60 - 8800 面接 相談室 苦情箱 施設内に設置</p>
第三者機関	<p>佐賀中部広域連合 0952-40-1111</p> <p>佐賀県国民健康保険団体連合 0952-26-4181</p>

## 7. サービスの提供にあたっての留意事項

- (1) サービスの提供に先立ち、各種保険証、受給者証の内容について確認を（間違いを防ぐため写真にて記録し、確認後速やかに消去します）させていただきます。また、それらの内容に変更があった場合は速やかに変更された月内に当事業者までお知らせください。
- (2) 主治医の指示に基づき「訪問看護指示書」が医療機関で作成されます。当該医療機関において費用が発生いたしますので医療機関窓口でお支払ください。交付された指示の内容に沿って利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。  
なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族に説明を致しますので、その際はご確認をお願いします。

- (3) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当該事業所が行いますが、実際の提供に際し、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (4) 不当行為要求に対し、サービス開始及び利用中において、反社会的勢力の背景があると判断、あるいは当事業所看護職員への危害の恐れがあると判断した場合はいかなる要件に関わらず利用の拒否をさせていただきます、本契約を解除することができます。

- (例)
- ・利用者が暴力団等またはその関係者、その他反社会的勢力であると判明した時。
  - ・利用者が脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用い事業者及び事業所の業務を妨害した時、その他これらに類する行為を行った場合。
  - ・従事者その他の関係者に対し、暴力的要求行為（暴言・暴力・強迫行為など）を行い、合理的範囲を超える負担を要求した時。

#### 8. 秘密の保持と個人情報の保護について

##### (1) ご契約者及びそのご家族に関する秘密の保持について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得たご契約者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

##### (2) 個人情報の保護について

事業者は、ご契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてご契約者の個人情報を用いませぬ。また、ご契約者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご契約者のご家族の個人情報を用いませぬ。事業者は、ご契約者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物及び写真データについては、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

#### 9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者にて病状の急変や事故その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者家族へ連絡し、主治医等関係機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	

緊急連絡先 (家族)	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	続 柄	

その他連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	続柄または所属	

## 10. 利用料金表

価格は「別添」を参照ください

### (留意事項)

- ※ 診療報酬制度の改定や法制度の改正等による価格の変動が発生する場合があります。価格変動の際は都度にご説明をさせていただきます。
- ※ 医療保険対象のサービスにつきましては上記の金額より、健康保険等の割合を乗じた金額がご負担の金額となります。また、自立支援医療（精神通院）の適用可能範囲です。
- ※ 訪問看護は医師の指示のもとに実施されています。ご利用者様のご希望に対し医師が必要と認めた場合に対応可能となります。従って医師の指示がない場合のサービス追加は自費請求となりますのでご注意ください。

### 【重要事項説明書】

平成28年	10月	1日	施行
平成30年	3月	10日	施行
平成30年	10月	23日	施行
平成30年	3月	1日	施行
令和 3年	4月	1日	施行
令和 4年	1月	1日	施行
令和 4年	9月	15日	施行
令和 4年	10月	18日	施行
令和 5年	4月	8日	施行
令和 6年	6月	1日	施行